

含む非常時には、物事の実施を平常時と全く逆の判断基準を必要とすることが多いから、「非常時にのみ適用する法律」を作っておくことが大切である。しかしながら、法律を作るのは国政にあずかる者以外にあり得ないのだから、国政にあっては市民の安全を守ることを政争の具にせず、危機管理に係わる施策は超党派で進めてもらいたいものである。自治体はこの法律に基づいて条例を整備しなければならない。

第三の段階は、対処のための実際的な訓練をすることである。災害対処マニュアルを完備しても、いざと言う時にその通りに現場の対処行動ができることは稀である。訓練ではスムーズにできたことでも、実際の現場では思ったようにできないことが多い。したがって、訓練していてもできないことが、訓練せずにできるわけではないのである。

第四の段階は、危機には人間の力では回避できないものが多いが、人間は犠牲者を少なくする知恵は持っている。他方、人間の知恵で回避できる危機もある。東海村の核燃料加工施設での臨界事故があつてから、原子力発電の怖さが唱えられているが、世界で起こった過去の原発事故の原因の殆どが、人間のミスで起きたものであることを知るべきである。

原子力発電そのものが悪いのではなく、それを使う人間の「知恵」、今回の場合はさらに取り扱う側の「心」に問題があつたことを忘れてはならない。人間は神ではないから間違ふこともあることを知り、フール・プルーフ（註：fool proof・人間が誤った操作を物理的にできないようにする）のシステムや、フェール・セーフ（註：fail-safe・操作を間違つても自動的に安全側に作動する）のシステムを何重にも備えておく謙虚な心を持つべきなのである。

5. 総合的な防災訓練が必要だ

危機管理は漏れのないよう、次のような四つの座標軸を設定して「漏れのない対策」を講じなければならない。

- ①危機の察知（sense）：予知・予測・シミュレーション技術の研究開発など
- ②危機の回避（avoid）：免震や耐震構造の導入・警報・避難誘導訓練など
- ③危機への対処（cope with）：情報収集・判断・指示の発令・救援活動など
- ④被害の回復（recover）：ライフラインの応急復旧・架設住宅の建設など

この座標軸の中で最も重要なのは、③の危機に対処する行動である。同じような危機は二度三度と起こるものではない。危機は常に新しく、対処マニュアルや対処計画はあつても、それはあくまで「行動の基準」の一つであつて、現場で行動する者にとっては初めて遭遇する事態ばかりとあってよい。この間隙を埋めるものは、平常時から行なう総合的な防災訓練である。

地方自治体にあつては、知事や市長は個人の政治的信条に捉われることなく、自己完結能力をもつ本邦最大の緊急救援組織である自衛隊と連携した協同防災訓練を、日頃から励行することが何よりも必要である。知事や市長の市民に対する最大のサービスは、市民の安全を確保することに他ならないからである。

東京都は、2000年9月、「ビッグ・レスキュー東京2000」、という自治体の防災訓練史上、最大規模の総合共同訓練を実施した。関東では九月の防災訓練は八都県市（東京

